

平成29年度包括外部監査の結果・意見に基づき講じた措置の状況

指摘	13
意見	37
計	50

措置対応所属別対応数

	担当所属	合計	結果(指摘)			意見				
			合計	措置の進捗状況			合計	措置の進捗状況		
				措置 済	実施 中	今後 対応		措置 済	実施 中	今後 対応
県単独所属	薬務水道課	4	0	0	0	4	3	0	1	
	水道企業課	22	6	6	0	16	16	0	0	
	下水道課	14	1	1	0	13	13	0	0	
	流域浄水事務所	1	1	1	0	0	0	0	0	
関係団体	(公財)岐阜県浄水事業公社	9	5	5	0	4	4	0	0	
総計		50	13	13	0	37	36	0	1	

【措置済】・・・措置が既に行われた状態もしくは、合理的な理由により対応しないもの

【実施中】・・・措置が現在進行形で行われている状態

【今後対応】・・・措置の方向性が決定されておらず、検討中の状態

平成29年度包括外部監査の結果・意見に基づき講じた措置の状況

番号	区分	タイトル	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属等
1	意見	水安全計画の策定	県においては、市町村における水安全計画の策定を促進するため、「水安全計画作成支援ツール簡易版」の活用を周知する等の活動や水安全計画の策定についての研修を行うことを検討されたい。	39	措置済	平成30年度	市町村等水道担当者会議において、水安全計画作成支援ツール簡易版について周知を図った。	業務水道課
2	意見	基幹管路の耐震適合率の目標設定	現状目標として設定されている平成34年度50%に加えて、20年後もしくは30年後の基幹管路の耐震適合率の目標を設定することを検討されたい。	41	今後対応		基幹管路の耐震適合率の長期的な目標については、令和4年度末までに策定する予定の「水道広域化推進プラン」を踏まえた上で、その後に策定を検討している「水道基盤強化計画」で設定する予定である。	業務水道課
3	意見	耐震化に向けた研修会の実施	市町村が適切な情報を収集し、水道事業におけるアセットマネジメントの構築が促進されるよう、水道事業におけるアセットマネジメントに関する研修の実施を検討されたい。	42	措置済	平成30年度	岐阜県簡易水道協会(事務局:岐阜県)において、アセットマネジメントに関する研修大会(簡易ツールの操作研修を含む)を開催した(H30.2.22)。	業務水道課
4	意見	固定資産台帳データへの登録単位	固定資産の登録単位は複数資産が一体のものとして稼働するものを除き、できるだけ細分化して登録すべきである。また、細分化する単位であるが資産として機能を発揮する単位とすることが望ましいことから、現実的な登録単位を現地機関と協議して適切な登録単位を決定されたい。	48	措置済	令和2年度	固定資産登録の統一基準となる『固定資産登録、処分等基準』等を策定し、誰もが統一的に固定資産の登録が行えるよう基準・運用を整備した。また法令が改正された際には、当該基準も遅滞なく変更することとした。	水道企業課
5	指摘	固定資産の登録内容の誤り	固定資産の登録内容から以下の誤りが確認された。 ・耐用年数が地方公営企業法施行規則(以下「規則」という。)で定める耐用年数より長く設定されている ・耐用年数が規則で定める耐用年数より短く設定されている ・固定資産が誤った勘定科目で登録されている	52	措置済	令和2年度	包括外部監査の指摘のあった例示については、対象資産を確認の上、平成29年度決算において適正処理を実施した。 その他の資産については、平成30年度から令和2年度にかけて見直しを行った結果、「法定耐用年数が改正された際に未対応であった資産」や「登録時の担当者によって資産の分類に対する判断が異なっていたため、資産科目や耐用年数等の登録情報の統一性に欠ける資産」が発見されたため、統一基準となる『固定資産登録、処分等基準』等を策定するとともに、令和2年度決算に合わせて修正処理を行った。 今後は上記基準に基づき登録を行うとともに、予算要求時・契約締結時・納品時(または工事完了時)に、取得する固定資産の登録内容を水道企業課及び東部広域水道事務所において、事務・技術の両職員でチェックすることにより、登録誤り等を防止することとした。  平成30年度 要修正資産の洗い出し 令和元年度 修正内容の整理 令和2年度 修正処理(耐用年数・名称・区分等) 修正資産 691件(水道657件、工水34件)	水道企業課
6	意見	誤りの原因とその改善策	公営企業会計特有の事務についてフォローするため、研修制度を充実させるなどの対策を講じられたい。 また、経験の浅い担当者でも見本表を見れば固定資産の勘定科目や耐用年数が判断できる体制を整えるべきである。	54	措置済	令和元年度	固定資産の勘定科目、耐用年数に係る対応表を作成し、担当者への周知徹底を図りました。 また、登録前に現地機関と本課での二重確認を実施し、誤登録を防止する体制としました。	水道企業課
7	指摘	建設仮勘定の本勘定への振替	建設仮勘定のうち、平成15年に計上された付帯工事部分が本勘定へ振り替えられていなかった。そのため、減価償却が行われておらず、過年度の費用の計上が過少となっていた。	55	措置済	平成30年度	平成29年度決算において本勘定への振替及び減価償却等の処理を行った。	水道企業課
8	意見	建設仮勘定の管理方法	建設仮勘定の本勘定への振替漏れを防止するために、固定資産計上する業務フローの中で、建設仮勘定の内容を確認する体制を構築し、建設仮勘定をタイムリーに管理する効果的かつ効率的な方法を検討されたい。 さらに、現在岐阜県地方公営企業財務規程には、建設仮勘定の管理について記載がないことから管理について加筆することを検討されたい。	56	措置済	令和元年度	建設仮勘定の取扱いについて、管理簿を作成することにより、経費発生都度の金額を把握すること、また、現況を事務所と本課で二重確認することで登録漏れを防止する手順を作成しました。	水道企業課

番号	区分	タイトル	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属等
9	指摘	固定資産台帳データに登録されている不明資産	固定資産台帳に「移行に伴う補正データ」と記載された資産が計上されていたが、具体的な資産の内容が不明であり、固定資産実査も行われていなかった。 現在の固定資産実査の実施方法を改善する必要があるとあり、関係部署で固定資産実査に関するマニュアルを策定するべきである。また、上記資産について再調査のうえ、整理すべきである。	58	措置済	平成30年度	不明資産については、平成29年度決算において整理した。なお、固定資産実査にあたっては、現地機関と協議のうえ、適切な実査を徹底する。	水道企業課
10	意見	固定資産管理システムからのデータ出力方法	固定資産台帳システムに登録されている内容をエクセル形式で出力できるようにシステム変更を行うか、エクセルで出力する際に出力する項目を選択できる仕様に変更することが望ましい。	60	措置済	令和元年度	固定資産台帳内容をエクセル出力する機能を実装しました。	水道企業課
11	意見	固定資産台帳データにおける「設置場所」の入力内容	固定資産台帳の「設置場所」欄への入力に限定されており、実際に設置されている場所で登録されていないことから、設置した場所を選択できるようにシステム改修を行い、既存の登録資産を含めて対処することが望ましい。	61	措置済	令和元年度	固定資産台帳に設置場所の登録項目を追加しました。	水道企業課
12	意見	貯蔵品の管理方法	貯蔵品一覧表に購入年月と廃却予定年月を記入する欄を設け、実査の際に担当者が確認できる体制を構築することが適切な資産管理に繋がる。	61	措置済	平成30年度	貯蔵状況を管理確認できるよう、貯蔵品一覧表に購入日及び廃却予定日の確認欄を設けた。	水道企業課
13	意見	長期にわたる同一業者の落札または2業者の1年ごと落札	委託業務について、複数年契約の導入などの措置により、より効率的な契約事務とすることを検討されたい。	62	措置済	令和元年度	業務内容を精査し、複数年契約が妥当なものについては複数年契約対応しました。	水道企業課
14	意見	浄水場監視操作業務委託の寡占化	県は、参入可能であることの周知を今一度図るなど、参入業者をできる限り多く確保するための取組を行うことが望ましい。	65	措置済	平成30年度	今後も引き続き一般競争入札による公告を行う。	水道企業課
15	意見	水質検査結果の公表方法	受水市町住民への明瞭な情報公開の観点から水質検査結果の公表方法に工夫を加えるべきである(例:各浄水場の給水対象市町の明示)。	76	措置済	平成30年度	水質検査結果のHPIに、各浄水場の給水対象市町を明示した。	水道企業課
16	意見	「統合的な水質管理」への取り組みの拡充	法定検査項目以外の独自の水質検査項目の結果を県営水道から受水市町へ提供することや、研修テーマとして取り上げることにより、受水市町の水質管理に対する認識を高め、更なる水質管理の向上に繋げることを検討されたい。	77	措置済	平成30年度	従前からHP掲載等により結果提供を行っている。また、平成29年度より広域連携研修の場を活用し、水質管理に関することをテーマとした研修を実施している。	水道企業課
17	指摘	調整試液の管理	調整試液の在庫量を記録する管理簿が作成されていなかったため、過去に作成した調整試液が管理されていなかった。	78	措置済	平成30年度	平成29年10月に調整試液にかかる管理簿について試薬等管理要領に定め、以降、適正に管理している。	水道企業課
18	意見	試薬等の棚卸方法	試薬等管理要領に棚卸実施は2人1組体制で実施すること、保管場所ごとの棚卸実施者及び責任者を記載する記録表を明記するよう検討されたい。	78	措置済	平成30年度	平成29年10月に試薬等管理要領において棚卸実施は2人1組体制で実施する旨を定め、以降、運用している。	水道企業課
19	意見	大容量送水管整備事業の進捗管理	現在使用している進捗管理表の中に各年度の実績値を折り込み、各年度に計画値と実績値を比較して、全工事期間分のみでなく各幹線・支線ごとの進捗状況を管理することが適切である。	81	措置済	平成30年度	平成29年度分から、全工事期間分のみでなく、各幹線・支線ごとの進捗状況を管理している。	水道企業課
20	意見	「備蓄資機材一覧表」に記載されている資材の保管場所	受水市町が作成した「備蓄資機材一覧表」には資機材の保管場所が記載されていないものがあったことから、受水市町の保管場所を明示することが適切である。	86	措置済	平成30年度	受水市町から資機材の保管場所情報を入手し、備蓄資機材一覧表に明示した。	水道企業課
21	意見	浄水発生土の販売単価の見直し	県の現行の販売単価の妥当性について再検討のうえ、単価の見直しを図ることが適切である。	89	措置済	平成30年度	販売単価は適宜、他団体等の状況を調査したうえで設定している。今後も引き続き調査実施、それに伴う料金設定を行っていく。	水道企業課

番号	区分	タイトル	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属等
22	指摘	遊休状態の浄水施設用地の減損	浄水施設用地について、企業会計基準適用指針に基づく会計上の判断としては、回収可能価額を著しく低下させる変化に該当し、単独のグループとして切り離し、遊休資産として減損の認識が必要と考える。この場合、通常は回収可能価額について正味売却価額を採用することとなるため、当該土地については、不動産鑑定評価額まで帳簿価額を切り下げ、差額を損失計上する必要がある。	94	措置済	平成30年度	当該用地は現在、工業用水道事業法に基づき事業の一部の休止を届け出ている。今後、段階的に処理能力を確保していく方向で進めていることから、現段階では計画の見直しはなく、よって遊休資産とは判断してしていない。	水道企業課
23	指摘	事業計画の見直し	県工業用水道事業は、浄水施設の建設について、県の方向性を踏まえ将来の需要見込みを推計するとともに「岐阜県水資源長期需給計画」の情報をもとに策定時から20年以上経過している第1期計画の見直しを行う必要がある。また、事業計画の見直し後の変更手続きにより、浄水施設用地の取得時に受け入れた国庫補助金の全部または一部について返還することが必要である。	95	措置済	平成30年度	工業用水道事業については、「浄水場の処理能力の余裕状況」と「工業用水の需要状況」にあわせて段階的に処理能力を確保していく方向で、経済産業省及び厚生労働省の承認を得て現在の形で事業を進めている。 今後、必要があれば、主務省と調整のうえ、適切な時期に「事業計画の一部変更」を検討する。また、その中で補助金返還が生じることとなれば、速やかに対応する。	水道企業課
24	意見	事業計画見直し後の浄水場用地の取扱い	まずは工業用水道や県営水道における有効活用について一定期間を定めて検討し、そのうえで適切な用途がない場合には全庁的視点で有効活用を図るなどの対応を検討されたい。	96	措置済	平成30年度	工業用水道事業については、「浄水場の処理能力の余裕状況」と「工業用水の需要状況」にあわせて段階的に処理能力を確保していく方向で、経済産業省及び厚生労働省の承認を得て現在の形で事業を進めている。 今後、必要があれば、主務省と調整のうえ、適切な時期に「事業計画の一部変更」を検討する。 浄水施設用地は現在、工業用水道事業法に基づき事業の一部の休止を届け出ている。今後、段階的に処理能力を確保していく方向で進めていることから、現段階では計画の見直しはなく、よって遊休資産とは判断してしていない。	水道企業課
25	意見	各市町村における水洗化率の目標設定の指導	水洗化率の「見える化」を図るとともに、各市町村の実情に応じた目標設定を行うことにより、県内各市町村が持続的に各自の取り組み計画的に実施することを支援することが考えられるため、検討されたい。	99	措置済	平成30年度	平成30年3月議会で議決された「岐阜県汚水処理施設整備構想」において、「汚水処理人口普及率」、「未普及人口」、「接続率(水洗化率)」、「起債の現況と見直し」を進捗管理の指標として設定している。毎年、これらの指標を確認して市町村の経営状況の把握や計画見直しの指導・助言を実施していく。	下水道課
26	意見	汚水処理方式の変更検討の指導	県は、各市町村の水洗化率の進捗状況を把握したうえで、進捗状況が悪い市町村についてはその要因を分析し、処理方式の変更の要否の検討を指導することが望ましい。	99	措置済	平成30年度	平成30年3月議会で議決された「岐阜県汚水処理施設整備構想」において、「汚水処理人口普及率」、「未普及人口」、「接続率(水洗化率)」、「起債の現況と見直し」を進捗管理の指標として設定している。毎年、これらの指標を確認して市町村の経営状況の把握や計画見直しの指導・助言を実施していく。	下水道課
27	意見	県全体の汚泥処理の基本計画の策定	県は、できる限り早期に汚泥処理に関する計画の整理、基本方針のとりまとめ、計画の検討に着手することが望ましい。	103	措置済	令和元年度	平成30年3月議会で議決された「岐阜県汚水処理施設整備構想」により、汚水処理方式の基本計画が策定された。汚泥処理に関しても、国からの「広域化・共同化計画」に関する通知(H30.1.17付け)に基づき、平成30年度に県内の5圏域で会議を開催するなど検討に着手した。	下水道課
28	意見	流域下水道における汚泥処分業務委託の契約単価	県においては、県全体における汚泥処理コストの低減の観点から、同種の汚泥処理業務の単価について調査を行い、公社に情報提供するとともに、積算基礎資料の入手によりその妥当性について分析したうえで単価設定を行うよう、公社に指導することが適切である。	103	措置済	令和2年度	汚泥処分業務の単価について、調査を実施し、単価の妥当性について検討を行った。公社に対しても検討結果を情報提供するとともに、今後も妥当性を十分に分析したうえで単価設定するよう指導した。	下水道課
29	意見	全市町村を対象とした不明水対策の推進	県においては、各市町における取組を促進するために実効性のある施策の実施を検討することが望ましい。また、流域下水道のみならず、県内の公共下水道においても同様の問題が発生する可能性があるため、全市町村を対象に、積極的な不明水対策の推進を図ることが望ましい。	106	措置済	令和4年度	不明水への調査、対応は、事業を行う各自治体が行うものと認識している。 その上で、県は、効率的な事業経営などを指導する立場から、令和3年度に汚水処理事業を実施する市町村に対し、他自治体等での不明水対策事例を紹介するなど、不明水に必要な対策を進めるよう指導を行った。	下水道課
30	意見	流域下水道維持管理負担金単価算定時の見込みと実績の比較	過去の算定費用と実績を比較した資料が確認できなかったことから、第6期以降の単価算定時により精緻に算定するために、過去の算定費用と実績を比較した資料を保管しておくことが望まれる。	111	措置済	平成30年度	次期単価算定時に過去の算定費用資料と比較できるよう、資料を適切に保管する。	下水道課

番号	区分	タイトル	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属等
31	意見	不明水対策の促進のための対応	県においては、市町における不明水対策を促進する観点から、以下の対応を採ることが適切である。 ・不明水処理コストに関する情報と各市町における不明水対策実績をデータベース化して相関関係等を分析し、検討会における市町との情報共有、課題抽出及び今後の対策の方向性の検討に利用すること ・県が管理する流域下水道管渠から発生する不明水の有無を調査すること	111	措置済	令和4年度	流域関連市町に対して、令和3年度に「不明流入水対策検討委員会」を開催し、処理場における雨天時と晴天時の流入量比較や不明流入水量が顕著である区域の開示、各市町の不明水対策の事例紹介、将来計画への対応予定などを情報共有し、関連市町への不明水対策の促進を行った。 また、県が管理する幹線管渠については、管渠調査を実施した。また、マンホール等の老朽化、耐震化改修に合わせ、不明水対策を行っている。	下水道課
32	意見	汚泥処理施設の更新時における処理方式の変更の検討	各務原浄化センターでは、濃縮・脱水方式の処理施設を備えているが、供用開始から四半世紀が経過し、汚泥処理施設も老朽化している。更新の検討に当たっては、環境影響の改善度や経営改善への寄与度を分析したうえで、最適な処理方式を選択することが適切である。	114	措置済	令和4年度	各務原浄化センターに設置している脱水機については、令和3年度の更新に合わせ、環境面、経営面から検討を行い、従来機より消費電力量や洗浄水量の減少、維持管理コストの低減となるスクリープレス脱水機を導入した。	下水道課
33	意見	流域下水道関連市町以外の施設利用者に対する有料化	現在の誰に対しても利用料が無料というのは費用負担及び他の自治体の事例を鑑みても公平ではないことから、流域下水道関係市町以外の利用者からは利用料を徴収するのが望ましい。	117	措置済	令和2年度	各務原浄化センターへの理解を醸成するためには、流域下水道関連市町に限らず、広く一般の方の施設利用を促進する必要がある。そのため、各務原浄化センターの施設利用料を無料とする。	下水道課
34	意見	予約方法のシステム化	既にある岐阜県県有施設利用予約システムを活用するなど、施設の予約方法のシステム化を検討することが望ましい。	120	措置済	令和2年度	既存の県有施設利用予約システムを検討した結果、現在の運用方法に十分対応できないことが判明した。また、現在の運用方法は、簡略化されたものであり、システム化することに大きなメリットがないと考える。	下水道課
35	指摘	建物に該当しない建造物	「急速ろ過池」はその施設に見合った財産種別(工作物)で公有財産台帳に登録する必要がある。	122	措置済	平成30年度	公有財産台帳を修正登録した。	下水道課
36	指摘	監視用システムOSのサポート期限切れ	当該設備においては、外部ネットワークからは遮断された環境で使用されており、かつ、開発メーカーにより保守されている状況ではあるが、継続使用について例外措置の手続きを行う必要がある。	123	措置済	平成30年度	平成30年3月20日に平成29年度の岐阜県情報セキュリティポリシー例外装置許可申請を行い同月28日付で許可を得た。 また、平成30年度分については、平成30年3月20日に許可申請を行い、同月30日付で許可を得た。	流域浄水事務所
37	指摘	「収入印紙受払簿」、「切手受払簿」、「テニス夜間照明用コイン受払簿」、「野球夜間照明用コイン受払簿」の押印漏れ	受払簿に担当者と経理責任者が毎月末に残高を確認し押印することとなっているが、押印されていない月があった。	130	措置済	平成30年度	毎月末の残高確認時は、担当者及び経理責任者に加え、担当課職員における確認を行い、複数人によるチェックを徹底する。	(公財)岐阜県浄水事業公社 (下水道課)
38	指摘	収納した現金の取扱い	テニス夜間照明用コインと野球夜間照明用コインの払出により収納した現金を外部への支払がある都度(最低月4回)取引金融機関に預け入れており、会計処理規程に記載された方法とは異なった運用がなされている。	131	措置済	平成30年度	収納した現金は、収納した日のうちに取引金融機関に預け入れる。なお、取引金融機関営業時間外に収納があった場合は、その翌営業日に預け入れる。	(公財)岐阜県浄水事業公社 (下水道課)
39	意見	長期にわたる同一業者の落札	委託業務について、複数年契約の導入などの措置により、より効率的な契約事務とすることを検討されたい。	133	措置済	令和元年度	検討の結果、各務原浄化センター運転保守業務委託について、平成31年度契約分から5カ年の長期継続契約を行うこととした。 その他の業務については、入札による競争性が確保されていることから、当面複数年化をしないこととする。	(公財)岐阜県浄水事業公社 (下水道課)
40	指摘	常勤役員分の賞与引当金の計上もれ	常勤役員分の期末手当は、会社の規程及び実際の運用状況からすると引当金の計上要件を満たすことから、賞与引当金の算定対象に含めることが必要である。	136	措置済	令和元年度	職員分のみ賞与引当金の算定対象としていた会社規程をH30年5月に改正し、H30年度3月補正から常勤役員分の期末手当を賞与引当金の算定対象に含めて予算計上しており、措置済みである。	(公財)岐阜県浄水事業公社 (下水道課)
41	指摘	賞与引当金の算定過程	賞与引当金の算定に当たっては、当該年度決算日時点において把握している昇給やベースアップなどを反映して支給見込額を算定し、基礎データとする必要がある。	136	措置済	令和元年度	平成30年度から賞与引当金の算定は、当該年度決算日時点の昇給やベースアップなどを反映して支給見込額の予算計上を行い、決算日時点で再算定を行っており、措置済みである。	(公財)岐阜県浄水事業公社 (下水道課)
42	意見	事業報告の重要な契約	事業報告の「重要な契約に関する事項」に、木曾川右岸流域下水道維持管理業務委託についても記載することが望まれる。	137	措置済	平成30年度	平成29年度事業報告から「重要な契約に関する事項」に記載した。	(公財)岐阜県浄水事業公社 (下水道課)
43	指摘	一般試薬と毒物及び劇物の管理	一般試薬の保管場所に劇物の一部が臨時的に置かれていたことから、今後、一般試薬と毒物又は劇物の保管が混在することがないよう、一般試薬、毒物又は劇物の保管の取り決めの遵守の徹底と保管状況の監督が必要である。	141	措置済	平成30年度	当該劇物は、施設可能な保管棚に劇物保管場所を確保し、保管している(H29.9実施済み)。また、管理責任者(水質課長)により、月1回、保管状況の定期的な監督を実施する。	(公財)岐阜県浄水事業公社 (下水道課)

番号	区分	タイトル	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属等
44	意見	長期間使用していない薬品の管理	一般試薬、毒物及び劇物について、一定期間を経過した古い薬品については廃棄するよう内規において定める等、長期滞留薬品の保管方法の見直しを検討されたい。	142	措置済	令和元年度	岐阜県浄水事業公社毒物劇物危害防止規程に基づき、長期滞留薬品で今後使用見込みのない不要試薬の処分を実施した。	(公財)岐阜県浄水事業公社 (下水道課)

番号	区分	タイトル	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属等
45	意見	事業統合を視野に入れた広域化等の検討と県内市町村への情報提供	県営水道においては、現在行っている広域化の検討において、事業統合の可能性について、受水市町とともに詳細に検証されることを検討されたい。これに当たっては、特に更新需要、給水原価、必要な原材料費等に関するシミュレーション分析について市町間での比較・共有が可能な形でなされるよう、主導的な役割を果たされたい。	154	措置済	令和元年度	広域化の取組は、「水道広域化推進プランの策定について（平成31年1月25日：総務省、厚労省）」通知により、各都道府県（岐阜県では市町村課、薬務水道課）が取組主体とされました。	水道企業課
46	意見				措置済	平成30年度	水道事業者の広域連携を検討する場として、岐阜県水道事業広域連携研究会及び4つの広域水道圏での部会を設置し、広域化等に関する情報提供を行い水道事業の経営基盤強化のための取組みを支援する。	薬務水道課
47	意見	広域化等の必要性を共有するための取組の検討	県は、できることから始めるという考え方に立ち、経費削減や人員の集約化といった広域化等の検討の場をまず設ける必要がある。そして、関係市町に対し、広域化等を実施する場合としない場合における双方の将来設計とその効果を情報共有し、検討の必要性について共通認識を持つよう指導すべきである。 そのうえで、各関係市町の維持管理・事務の共同化、汚水処理施設の統廃合、汚泥処理の共同化等、広域化の取組の範囲を徐々に広げる方向で検討を進めていき、中長期的には県全体における広域化等推進計画の策定を検討することが望ましい。	163	措置済	令和元年度	国からの「広域化・共同化計画」に関する通知（H30.1.17付け）に基づき、県においても平成30年度に5圏域で会議を開催するなど検討に着手した。	下水道課
48	意見	下水道事業における民間活用の検討	下水汚泥のエネルギー利用とともに、関係市町における下水熱利用の導入可能性についても積極的に情報共有の場を設けられたい。 中長期的には、流域下水道における取組において得られたノウハウについて他の県内市町村にも積極的に情報提供を行い、民間活用を支援することにより、県全体における下水道事業の経営基盤の強化を促進するよう取り組まれたい。	165	措置済	令和4年度	「岐阜県下水道主管課長会議」の中で、下水汚泥のエネルギー利用や民間活用の全国事例紹介や国土交通省が発信する情報の提供を行うなど、市町村への下水汚泥のエネルギー利用等推進を行った。	下水道課
49	意見	固定資産の更新投資の推計と対応策の検討	今後の更新投資への対応策として、ストックマネジメント手法だけでなく、より広範囲のアセットマネジメント手法の導入及びそれに向けた民間活用の手法であるPFI（コンセッション方式によるPFIを含む）の導入を検討していくことが望ましい。	173	措置済	令和4年度	令和2年度に経営戦略（計画期間：R3～12）を策定し、令和3年度より本計画に基づき更新投資を行うこととしている。その中で、現在の流域下水道事業は料金徴収型ではないことから、民間が資金調達を行うPFI方式は事業実態に馴染まず導入は難しい。 なお、今後、さらなる有効的手法等が提案されれば、事業導入を検討したい。	下水道課
50	意見	浄水事業公社による経営改善の推進に関する支援	関連市町における経営改善の推進に関する支援役を浄水事業公社に担わせることを提案したい。 流域下水道施設の運営管理業務等に限定されている現行の事業範囲を拡充し、関連市町の維持管理の受託が可能とすることを検討することが適切である。	176	措置済	令和4年度	関連市町のうち岐阜市、美濃加茂市以外の市町では下水処理場を持たないことから、（公財）岐阜県浄水事業公社が関連市町の維持管理受託を行ったとしても事業拡充が見込めない。 なお、関連市町の下水道の経営改善については、下水道以外の汚水処理施設の統廃合を含めた「岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画」の令和4年度策定に向け、県内市町村と協議を進めており、流域下水道周辺の汚水処理施設を流域下水道に接続する計画箇所もあることから、これらの実施により関連市町の経営改善が期待される。	（公財）岐阜県浄水事業公社（下水道課）